

報告第16号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、これを報告する。

専決処分第9号

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成25年10月3日

幕別町長 岡田 和夫

損害賠償の額の決定及び和解について

幕別町は、次により損害を賠償し、和解するものとする。

1 理由

平成25年8月21日午後5時45分頃、幕別町字明倫38番地242地先、町道糠内古舞線において、車道の陥没箇所を相手方が運転する車両が通過した際に、その衝撃により左側前後輪のタイヤ2本を損傷する事故が発生したことから、これに対する物的損害の過失割合により相殺した額を相手方に賠償し、和解するものである。

2 損害賠償額 15,370円

3 損害賠償及び和解の相手方

釧路市在住の男性

4 損害賠償及び和解の内容

損害賠償として相手方に支払う額は、車両修復費とし、双方ともこれ以外に今後一切の請求、異議の申立てを行わないものとする。